

## 那珂市議会 議会運営委員会会議録

開催日時 令和4年12月16日（金）午後1時

開催場所 那珂市議会第2委員会室

出席委員 委員長 古川 洋一 副委員長 君嶋 寿男  
委員 小池 正夫 委員 富山 豪  
委員 寺門 厚 委員 勝村 晃夫

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 萩谷 俊行 副議長 大和田 和男  
事務局長 会沢 義範 次長補佐 大内 秀幸

会議に付した事件

- (1) 議員と語ろう会の取りまとめについて  
…内容等について協議
- (2) 議員勉強会の開催方法について  
…内容等について協議
- (3) 市議会個人情報保護条例施行規程の策定について  
…内容等について協議

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午後1時00分）

委員長 それでは、ただいまより本日2回目の議会運営委員会を開催したいと思います。

ご挨拶は省略させていただきたいと思います。

それでは、ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

職務のため、議長、副議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで議長よりご挨拶をお願いします。

よろしいですか、ではご挨拶はなしということです。

それでは、これより議事に入ります。

まず、1番、議員と語ろう会の取りまとめについてでございます。

各常任委員会で取りまとめていただいた内容を私のほうが意見の要旨ということで簡単にまとめさせていただいて、なかなかまとめるのも大変だったんですけども、意見の要旨ということでまとめさせていただいております。これがいいということではなくて、例えば各委員会のほうで、いやこういう意味で言ったんじゃないよとかというのがあれば、それはそれで、またここで修正をさせていただきますけれども、特に委員会の中ではそういったお話がなかったように聞いておりますけれども、それを今度は議会だより、

ホームページにも掲載はしますけれども、議会だよりのほうの、今ちょっと皆様のお手元にありますか、紙面、これを見ると本当に少ししか載せられない、これは広報編集委員会のほうでこれでいくという話になっていますか。

小池委員 一応1,200文字と決まっています。

委員長 1,200文字か。つまり2ページということですよ。

小池委員 そうです。

委員長 ということで、1,200字というのはあれかな、空白の部分で1,200文字、書いてある  
こういうものは別にして。

小池委員 丸も点も含めて。

委員長 ということです、本当に、各委員会のもの1つか2つ載せられるか載せられないかという感じになるということだけまずご承知おきいただきたいと。

それで、まずは各委員会のほうから、委員長のほうから、総務生活常任委員会から順番に、質問に対してこういった回答をもらいましたと。その回答が執行部からもらった回答なのか、委員会内で協議していただいた回答なのか、その辺も含めてまずご報告をいただいて、その後どれを議会だよりに載せるという検討を協議してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、もしご準備が整っていれば、総務生活常任委員会からお願いしたいと思いますが、大丈夫ですか。

富山委員 委員会で協議しまして、文書内容をかなり直させていただきました。言葉、文書なので分かりづらい点があると思って手を加えて文章を直させていただきました。総務生活常任委員会においては、全部委員会の手が入っております。

委員長 委員会で協議した回答ということですね。

富山委員 回答です。こっちの回答もそうです。

委員長 どっちの回答か。

富山委員 こっちですよ、今言ったの。こっちの、決定したのも文書も直させていただきましたし、こっちの委員会として執行部に回答を求めたものとしては、総務生活常任委員会の回答となっております。今現在、太陽光に関しては勉強を行っている段階なのでということで、このような回答となっております。以上です。

委員長 この米印の総務生活常任委員会で回答というのがそういうことですか。

富山委員 そうです。

委員長 執行部からの回答なんですか。

富山委員 執行部からの回答ではございません。

委員長 じゃないんですね。

富山委員 委員会で回答して。

委員長 委員会内の回答で。

分かりました。では、このような回答ということになります。これについては、我々がこの回答がいいとか悪いとかというものではないので、もう委員会でまとめて、回答していただいたものについては、我々は議会運営委員会として手を加えることはしませんので。ありがとうございます。

では、産業建設常任委員会、どうでしょうか。

小池委員 これは、執行部に伝えるもの、並びに回答をいただいた必要なもの、全部これは執行部から3点は回答いただきまして、あとは委員会のほうで全部補正して決めたものなので、これで大丈夫だと思います。

委員長 分かりました。

教育厚生常任委員会、いかがでしょうか。

寺門委員 執行部に聞いて回答を求めるものはないので、意見、要望ということなので、このまま載せているとおりでございます。

委員長 教育厚生常任委員会については、執行部に伝えるものだけなので、この意見要旨のままでよろしいですかね。

寺門委員 はい、大丈夫です。

委員長 分かりました。

あと、原子力安全対策常任委員会ですけれども、原子力安全対策常任委員会の正副委員長がおられませんので、聞いて申し訳ないですけれども、委員の方で。

副議長 原子力安全対策常任委員会のほうでは、立地給付金と原発再稼働と原発避難訓練の回答ということなんですけれども、回答はもちろん原電にも聞けないので、原子力安全対策常任委員会のほうで今の現状を回答させていただきました。以上です。

委員長 分かりました。

副議長 長いんですけれども。

委員長 分かりました。

そうすると、総務生活常任委員会、産業建設常任委員会と、あと原子力安全対策常任委員会のほうで出してきた回答を求めたもの、これ……

次長補佐 ホームページだけです。

委員長 この回答のほう。

次長補佐 載せるものを、各委員会で1つじゃないと、先ほどの1,200文字に入りきれないので、そこを各委員会から、これを出してほしいというものを決めていただいたものになります。

委員長 分かりました。

だから、回答を求めたものだけではなく、このように執行部に伝えますよという部分についても、これは非常に重要なので議会だよりも載せたほうが良いというものをちょっと選んでいきたいんですが、総務生活常任委員会のほうで何か要望ございますか。

富山委員 別にそこまでは決めてこなかったんですけども。

委員長 委員長として何かお考えありますか。

富山委員 そしたら、1番、市の活性化の国道118号の4車線化というその部分。自分の思いも込めちゃいますけど。

委員長 ちょっと個人的なと言われると、えっと思うんですが。

次長補佐 委員長に一任ということで決めてもらってますので。

委員長 委員長に一任されているというふうに私のほうで認識させていただきますので、委員長のほうでは。

富山委員 市の活性化という部分で、一番上の部分。

委員長 執行部に伝えるものとしての一番上のものか。

富山委員 はい。

委員長 国道118号か。

富山委員 はい。

寺門委員 これ、回答がないんじゃないか。

富山委員 回答はなくて。

委員長 回答はないですね。このように執行部に伝えますという掲載だけですから。それをちょっと二重丸で、じゃ、これ記録しておいてください。これ二重丸で。もしスペースがあればもう一個といった場合はどれに。

富山委員 自治会ですね。

委員長 具体的にどれとかありますか。一番下かな。

富山委員 一番下ですね。そうですね。情報発信じゃなくて。

委員長 導入後12年たったという、一番下のやつ。自治会の中の一番下。

富山委員 これがトータル的に。

委員長 これがやはり自治会全体をよくみんな検証しろというご意見でしょうから。

富山委員 それでお願いします。

委員長 分かりました。では、産業建設常任委員会のほうではいかがでしょうか。

小池委員 これ回答もらっているやつですか。

委員長 回答もらっているやつじゃなくてもいいんですよ。

富山委員 回答を求めるって、ホームページのほうに載せるほうですよ。こっちも議会だよりに載るんですか。

委員長 回答を求めたものと、それから意見、要望として執行部に伝えるだけのものと2つに今分かれていますよね。それを全部一緒にして、どれを議会だよりに掲載するかという話。

富山委員 そしたらもう一度すみません。1つは国道118号と、あと太陽光、委員会で回答を出していますので、太陽光をひっくるめて出していただければ。

委員長 では、こっちが第2候補か。

富山委員 どちらでも。

委員長 どちらでもじゃなくて。いやいや、だからスペースがあれば2個載せるけれども、どっちかになった場合どっちにしますかという話。

富山委員 では、やはり回答したもののほうがいいのか、太陽光ですか。

委員長 太陽光が二重丸で。

富山委員 二重丸で。

副委員長 これ4つあるけれども。

富山委員 質問も載せなくちゃなんないですよ。

勝村委員 太陽光について、どういう考え方なのかという、その考え方をやればいいのか、いいんじやないのか。

富山委員 回答にするんだったらこれですよ、下から2番目。

委員長 そうすると、回答は1つなんでいいんですけども、その質問の4つ、意見。これ4つ載せてもしょうがないと思うんで、これを1つにまとめると、例えばですけども、太陽光の設置とか管理に関して、市はどのような考えかとか、そういう言い方。

富山委員 そうですね、そのほうがいいですよ。

委員長 にすればいいですよ。

富山委員 これ2つ合わせたような。市はどのように対応していくんだというのを、文書直してもらっても結構です。

委員長 第2候補がさっきの国道118号。

富山委員 はい。

次長補佐 案として、市に要望したものと、あとご意見に対して調査したものに分けているので、要望を1個1個載せるイメージではないんです。なので、項目が要望していくものと回答求めるものと分かれているので、そこに回答が出てればいいのかと思ったんですが。

委員長 分かりました。では、1個ずつ選んでいいということね。

次長補佐 あとはまとめられるかどうかだと思いますので。

委員長 分かりました。

では、執行部に伝えるものとしては市の活性化の国道118号。そうすると、これが二重丸ということなんですね。それと、執行部に回答を求めたものとしては太陽光発電。これをそれぞれ1個ずつ載せるということで、分かりました。

富山委員 お願いします。

委員長 その執行部に回答を求めたもののほうの意見は4つありますから、これを1つにまとめるとのこと。

富山委員 そうですね。

委員長 これを1つにまとめて、要望と回答という形で載せるということ。これを1つにするということね。

そういうふうな感じで、産業建設常任委員会のほうでどうでしょうか。

まず、執行部に回答を求めたものの中から、まずは。

(複数の発言あり)

委員長 これ回答も、多分これだけで結構な文字数いっちゃうから、これはまとめなきゃいけないけれども、これ執行部の回答ですよ。執行部の回答、例えば私がまとめるわけにいかないから、執行部で何文字以内でまとめてくれってお願いするしかないかな。

(複数の発言あり)

次長補佐 執行部でまとめてもらって。

委員長 まとめてもらうということで。何字以内ぐらいにという感じでお願いしちゃってください。

(複数の発言あり)

委員長 そうすると、執行部のほうで回答についてはまとめていただいて、この3つの意見をまとめると、今後の区域指定の方向性はみたいな意見でいいですかね。分かりました。では、そのように。

それと、執行部に伝えるものとしては、産業建設常任委員会としては何か。

(複数の発言あり)

富山委員 これ、道路関係、後台のこれ、高校生なんだよね、言ったのは。

(発言する者あり)

副委員長 毎回、那珂高校と後台駅のところの電気が暗いといって、これはもう何回も話して、いろんなの出ている、学校と教育関係で防犯灯つけてもらえばとか、防災課とか何かに言ってやっているんだけど、なかなか進まないんだよね。

委員長 でもこれ伝えるだけだから、別に回答を求めているわけじゃないから、こういう意見が相変わらずありますよというのを執行部に伝えられればいいんじゃないかなど。

小池委員 高校生が言ったやつだから、それでお願いします。

委員長 これで、那珂高校から後台駅までというやつね。

富山委員 広報に載るだけでしょうから、これ。これ全部伝えるんでしょうから。これ、全部伝えますもんね。

委員長 ホームページには。

分かりました。産業建設常任委員会はそういうことで。

教育厚生常任委員会のほうは、回答はないので、意見のほう。

(複数の発言あり)

委員長 一番下か。これは同じ、執行部に伝えるものですが、もしスペースがあればということですね。

寺門委員 回答を求めるものがありませんでしたからね。

委員長 あと原子力安全対策常任委員会ですけれども、回答を求めたもの。

(複数の発言あり)

委員長 例えば、この回答をまとめるのであれば、下4行、東海第二原発の再稼働については議会として今こういうことをやっています。これからこういうことをしていきますというのをまとめたものですね。そうすると、意見のほうは市議会としての今後の方向性はという質問にして、回答は下4行あたりかなと思うんです。もしまとめるのであれば。

富山委員 確かにそうですね。

副議長 3番目だね。

委員長 質問は3番目だね。

副議長 やって、下4行で。

委員長 下4行が回答ということなんですかね。

(複数の発言あり)

委員長 あと、原子力のほうは執行部に伝えるものがないので、例えばもう一個もしスペースがあればというと、一番下かな、避難訓練。ここはスペースの関係で、もし余裕があれば、第2候補ということ。

では、総務生活常任委員会の太陽光発電施設のほうの回答を求めたものの質問は、まとめたものは、1日2日のうちに事務局に渡しておきますんで、事務局のほうから送ってもらうようにしますんで、4つの質問をまとめたものね。

それから、産業建設常任委員会の区域指定の関係も、先ほど言った今後の市の区域指定の方向性はというような多分文言になると思いますけれども、まとめたものを送っておきますんで、その後でもらってください。

遅くとも来週の19日の最終日までに。

(複数の発言あり)

委員長 いずれにしても、1日2日のうちに事務局に渡しておきますんで、お願いします。

各委員会のはそれでよろしいと思うんですが、あともう一つ、議会運営委員会案件がございまして、6項目書いたもの、お手元にありますか。それが一応議会運営委員会案件になっているかと思うんですけれども、こちらのほうの、意見はそのまま記載していますけれども、次の対応というところと意見要旨というのはこれ私のほうで勝手に少しまとめさせてもらったものですので、一番上のらぼーるで出た意見については3番だから、取りあえず対応はしないと。一番下の市政に対して非常に不満を持っているというようなご意見に対して、取りあえずお聞きするだけ。あとは、2番の回答が必要なものということにさせて、私のほうで勝手に入れさせてもらいましたけれども、これについて、どうでしょうか。

まず、対応として。一番上の、どうでしょう、議員は都合の悪いことも言っていたいで、国会議員の顔色を見ているのか、都合のよいことしか言わない。言うべきことはしっかり言ってほしいと。今のは、はいはいということでお聞きすればいいんじゃないのかなと思うんですけれども、よろしいですか、これは。

では、次の中央公民館で出た議員の報酬、それから3番が定員の判断です。つまり、もっと報酬は減らしてもいいんじゃないかと、それから定員についても2名ぐらい減らしていいんじゃないかということに関しては、議会で議決をしてくださと言われてたんですよ。だから、議決というのは賛成反対取るということなんですかという話をしました。私のほうがここでしましたらば、いやきちんと検討しろという意味ということなので、一応検討した結果を、答えを出さなきゃいけないのかなと思ったんで取りあえず2番にしているんですけれども、これはどうですか。

(複数の発言あり)

委員長 ただ、これをそのまま、出たやつをそのまま載せられないから、議会だよりは。だから、一応少し丸くしてありますけれども。つまり、結局は報酬を減らせということと定員を減らせということですから。

(複数の発言あり)

委員長 これについては、どうなんでしょう、議長のお考えとかも本当はお聞きしなきゃいけないんですが、今現時点では検討しておりませんか考えておりませんかという答えなのかなと思うんですけれども、回答としては。

(複数の発言あり)

委員長 だから、今後一切ということではなくて、現時点では考えておりませんかという答えで私はいいのかなと。

富山委員 議員の身分変えたというのが、私が入る前の議会の頃にあったと思うんですけれども。

委員長 身分か。

富山委員 報酬とか、全部いろいろなのが。その時点のことをちょっと書けばいいんじゃないんですか、何年度に改定しており、今現時点ではそういうあれはないですよという、その回答ぐらいでいいのかなと思うんですけれども。平成何年に議員報酬とか見直してと。

議長 議論して。

富山委員 議論して見直したわけですから。

(発言する者あり)

副委員長 審議会かけて。

富山委員 審議会ですよね。

副委員長 あと公聴会を開いて、当時はそれで声を聞いて、減らしたほうがいいかとか。一応近隣の常陸太田市を参考に上げた手前がある。問題は、今度常陸太田市が1名削減して

いるから、それが今度は飛び火っていうか、那珂市も欠員が出ていたぐらいだから、そこをうまく抑え込んでおかないと。

議長 富山委員が言ったように近隣と比べてやったと言えば。

委員長 分かりました。いずれにしても、これを議会だよりも僕は載せる必要はないと思っていますけれども、ただホームページにはやはり、検討しますと約束していますから、その答えはやはりどこかには出さないといけないと思うんで。

副委員長 見直しかけて、また時期を見てそういう方向を目指していきますぐらいの形でいいかもしれないですね。

委員長 そうですね。では、この2番と3番については私のほうで回答を一応またつくって、皆様のほうに近いうちにお知らせしたいと思いますんで、それでいいかどうか後でご判断いただきたいと思います。

4番と5番が、多分議員と語ろう会についての方法なんです。これは議会だよりも載せていいと思うんです。だから、これの回答としてどうですかね。時間が短いとかテーマを決めたほうがいいとかというご意見なんですけれども。

富山委員 時間、午後1時から5時までというのも多分前の2番を言っていた方が言っていたと思うんです。そうですね。もっとももっといろんなふうに、文句が多い、何かを言いたいんですよ、やはりずっとこれをやっていたいという。述べたいという方いて、意見切られちゃうのが嫌だというのが、1人持ち時間回ったでしょう、3、4分で回したじゃないですか。そうじゃなくて、やはり自分の主義主張を聞いてもらいたいという部分で、この時間設定を望んでいたというのが一つ経緯としてあります。

委員長 まだ言い足りないという意味の時間が足りないと、それからいろんな人から意見を聞くべきだということだったらいんですけれども。だから、この回答としては、こうしますああしますというお約束ではなくて、いろいろ出た意見とか反省すべきところはして、次回のやり方を検討、考えますという答えでいいんじゃないかなと思うんですけれども。

(複数の発言あり)

委員長 だから、例えばテーマを決めてやったほうがそれに特化したいろんな意見が出るだろうという考えで言っているんですけれども、そうじゃなくて、テーマを決めても、結局は、いや俺が言いたいのは、今日はそれ言いに来たんじゃないんだよとなっちゃうんですよ。だから、テーマを決めたところでどうせテーマから外れるから、あえてフリーテーマでというふうに今回したと思うんですけれども。

(複数の発言あり)

勝村委員 いつだったかな、図書館でやったときか。あのとき少人数だと言わないんだよ。あのときは本当に何も言わない。大勢いると、俺はとやりたくなる人なんだ。本当に、図書館でやったとき、全然。最も俺最初によいしょしちゃったけれども、いつもねなんて。一言も言わない。

委員長 4番、5番は1つにまとめて、今後、その都度検討して、よりよい語ろう会になるよう努力いたしますという回答になると思いますんで。

この6番については、これは分かりましたということで、聞くだけでいいかなと思うんですが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 2番、3番、4番、5番については2つにまとめて回答を考えたいと思いますんで、また近いうちにお知らせいたします。

では、事務局、大丈夫ですか。

次長補佐 4番、5番が議会だよりに載せる方向ということで決定ですか。

委員長 そうですね。

では、各委員会のほうの意見まとめましたので、議会だよりに掲載する案件につきましては広報編集委員会のほうにお願いして、ホームページに掲載するものについては事務局のほうで掲載をお願いしたいというふうに思いますが、それでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、議会だよりのほうは最新号、1月発行。あと、ホームページについても準備ができ次第掲載していただくことにします。議会だより後のほうがいいと思うんですけども、どうですか。議会だよりが先のほうがいいよね。

次長補佐 一応、ここの案に、その際いただいたご意見というのがあるんですけども、該当としては3番のものなんですけれども、今の状況ですと多分ここに入れられるものがないので、1番、さっき言った意見と回答だけでここびっちり埋まっちゃうような形になると思いますんで、こちらの意見というのとはなしということでよろしいですか。

委員長 そうですね、はい。

でも、議会だよりにその他のご意見、その他のものについてはホームページに掲載しておりますとかって入っているのかな。

次長補佐 そうですね。この一番下の締め言葉のところ、そこにはほかの意見をホームページに掲載いたしますと記載しますので。

委員長 分かりました。だったらほぼ同時に掲載しないとあれだね。こういうふう書いてあるからホームページ見たけれども全然載っていないでは多分また。

次長補佐 同じタイミングがいいですね。

委員長 同じタイミングで、できれば。

では、議員と語ろう会については以上でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 事務局、大丈夫ですか、それで。

次長補佐 広報編集委員会のほうで何も問題なければ大丈夫です。

委員長 あと、文字数の関係でオーバーしちゃうとかというような場合は、広報編集委員会の

ほうの権限で。

小池委員 いいですか。一々報告しなくても大丈夫でしょうか。意味が変わらないように、もうちょっと削るといった場合があった場合は、それはそれで……。

委員長 例えば、丸々一つ、意見と回答が載せられないようなときにはもう載せなくてもいいと思うんですけども、例えばあと5文字減らしてもらえれば載せられるよというような場合には、それぞれの、やり取りしていただいて。

では、議員と語ろう会については以上とさせていただきます。

次に2番、議員勉強会の開催方法についてでございますが、これは私のほうで説明しちゃって。

次長補佐 経緯は委員長のほうから。

委員長 ご承知のとおり、先日14日に原子力安全対策常任委員会で、委員会内の議論ということで、市民の方、それからほかの議員に関しては自由参加というかオブザーバーとして、傍聴が可能だという形で勉強会を開催していただきましたが、その前に、議員全員を対象とした勉強会を開催したいということでしたので、どういう内容でやるのか、事前に資料がありましたらばいただきたいということで、事務局を通して原子力安全対策常任委員会の正副委員長のほうにお願いしましたところ、皆さんもご覧になっていますよね。これは全員に行っていないかな。

次長補佐 はい。

委員長 行ってない。

こういう内容でという花島副委員長のほうからいただいた資料、これ委員会の方は見ていると思いますけど、それ以外の方、もし見てないかたといったらちょっと回していただいてもいいですけど。

という内容のものが出てまいりましたので、ちょっと時間取ります。

寺門委員 じゃなくて、議員勉強会の仕方として、ルールがないんじゃないのっていう話になるかと思うんですね。

委員長 そうなんですけど、ちょっと待ってください。

次長補佐 今資料を送りました。

委員長 それを見ていただいて。

こういう内容でやりますというものをいただいたので、議会運営委員会の正副委員長でちょっとこれを見て、これはちょっと偏った内容になるんじゃないかというふうなことを危惧しましたので、原子力安全対策常任委員会の正副委員長に来ていただいて、2対2でお話を、事務局も立ち会っていただきましたけども、話をしまして、これ内容が事前には、中立的な話をするという話は聞いたんですよ。

だから、例えば今後の原子力の中での論点っていうか、今後の進め方っていうか、その論点を整理するというような内容なのかなと。

それだったらいいよねと思ったんですが、ちょっとこれを見る限り、ちょっと偏った意見のように感じましたので、これを議会全体として、全員を対象にやる勉強にはちょっとどうなのかなと。

それからまた、講師を花島議員が務めるというお話でしたので、どうなんだろうと。

全体の勉強会に一議員が講師になってやるっていう話になると、どうしてもそういう目で見えてしまうので、専門家なのかもしれませんが、ちょっと専門家、いわゆる一般的な言い方をしている専門家としては、ちょっとどうなのかなというような気がしましたので、委員会の中ではどのような話をされたんですかっていう話をしましたら、内容についてはもう一任をもらっているのっていうことなんで、いやそれはちょっとまずいでしょうと。

なので、一旦これ申し訳ないけど一旦委員会に持ち帰っていただいて、これでやるという話を議会運営委員会にしたらば、議会運営委員会のほうからちょっと難色を示されたという話をしていただいていいので、もう1回検討していただけないですか。

もし委員会の皆さんが、何の問題もないだろう、いいだろうということであれば言ってきてくださいと。

そしたら、今度はこの2人の考えじゃなくて、正副委員長で考えだけじゃなくて、皆さんにお諮りをした上で、委員会としては、全会一致で、これでやりたいというふうに来ていているんだけど、どうでしょうかと諮りますから、一旦申し訳ないけど、一旦委員会に持ち帰ってくださいということで、持ち帰っていただいたわけです。

その際に、原子力安全対策常任委員会のほうの正副委員長のほうから、議会運営委員会にそんな権限があるのかという話をされましたので、今日の議題は、議会運営委員会の役割というか、そういったところの議会勉強会、その辺の役割をもう一度見直すっていうか、もう1回確認の意味で、皆さんで議論して、そして今までどおりということであれば、それはそれでいいし、いや、もう委員会がやりたいって言ったらもう、議会運営委員会はノータッチでやらせたほうがいいんじゃないかってなるのか、それをちょっとご議論いただこうと思ひまして、この議題になっています。

そういう意味で事務局のほうから、それについて説明をいただきます。

次長補佐 今資料送らせていただいたんですけども、簡単に流れみたいなものをつくってみました。

今まで、まず1番左上、議会運営委員会で開催する全議員向けの勉強会に関しては、これは全議員を対象として議員勉強会を決定しています。

右側の各委員会が企画し、開催する勉強会ということで、まず右側、委員会以外の議員が参加するもので、自由参加のものであれば、それは委員会のほうでやっていただくことで、問題ないんじゃないかって話もちょっとそちらもご確認をしたところだったんですけども、真ん中、全議員をもし委員会として対象とした場合、そこで、今回原子力

安全対策常任委員会のほうであったその題名に関して、議会運営委員会の正副委員長のほうに私のほうからちょっと報告をしたときに、ちょっとこの内容はっていうことだったんで、もしそういう、問題じゃないですけどもそういうのがあった場合に、今後どう決めていくかっていうことをちょっと、ご協議いただいてももらったほうがいいのかなっていうのがございました。で、下の文書に書いてありますとおり、以前設置されていた議会改革特別委員会の所管を、議会運営委員会が引き継ぐ形で、議員勉強会についても、議会運営委員会が主催で行ってきている経緯がございます。

また各委員会からの全員を対象とする勉強会についても、議会運営委員会の正副委員長に報告して、今まで開催してきていると。

協議とかじゃなくて、報告という形で行ってきているという流れが今までであったということがございます。で、議員勉強会を議会運営委員会が主催で行ってきたことはどこにも取決めがなくて、慣例のまま行われてきた経緯がありましたので、委員会の決定事項とはいえ、そういう問題がもし出た場合に、協議する明確な根拠がなかったっていうのが今までの流れでございます。

以上でございます。

委員長 分かりますか。

つまり、議会運営委員会が主催で、例えば、議員と語ろう会みたいなね、ああいうものについては、議会運営委員会の決定、議会運営委員会の中で協議して議会運営委員会が決まればいいんですが、各委員会が企画して全議員を対象にしてやる場合に、議会運営委員会が今まではこれでやらせてください、はい分かりましたっていうことだったんですが、今回のようにちょっと疑義が生じた場合にどうなんだという話なんです。

ですから、その辺の明確な根拠、例えば議会運営委員会に許可する権利があるのかなとか、そういったことも含めてどう、どうなんだろうっていう話なんです。

で、まして決まりがあることを、決まりというかそういう慣例があることを、花島議員とかは分からなかったみたいなので、その辺をきちんと周知してね、こうなんですよということでもそれで納得いただけるかどうかは分かりませんが、いやそういうものなんですっていうことですか、それとも、そういう意見があったんだったらもう1回よく見直したらいいんじゃないかっていう考えもあると思うんで、その辺に対してちょっと皆様のほうからご意見をいただきたいなということなんです。

議長 こういう形でやってくのもいいとは思いますが、絶対的に各常任委員会で縛りつけて勉強会やっちゃ駄目だってことも必要ないと思うし、できればさっきの事務局からあった真ん中の流れですけど、これ全議員を対象とするもの、次に下に矢印があって、議会運営委員会と協議、括弧して報告となっていますけども、私はここは議会運営委員会に報告する。

この赤印、赤い字、これはね、勉強会については、議会運営委員会の正副委員長、各

常任委員会の正副委員長と、話し合っ、協議してでもいいですけども、決定するという形にしてらいいと思うんですよね。

いろんな意味で、全くこれを絶対駄目だとかいうじゃなくて、やはり、いや、議会運営委員会の委員長副委員長が承諾するようなことであれば。

ただ今回は、私もオブザーバーで参加しましたがけども、かなり偏った形で、もう賛成が二、三割、反対が七、八割ってというような形の内容だったですよ。

決していい内容じゃなかったと思っていますので、やはりちゃんと話し合っ、議会運営委員会とあと常任委員会の4人でね。

しっかりしたあれであれば、全員で参加できますよってというような形であればいいですけど、特に勉強会については、ここでスタートしても勉強会については、そういう形にしたほうがいいのかと思うんです。

これを特別に縛っちゃっていろいろ決め事するというよりは、こういう形で、今までどおりに申し送り事項みたいな形でいいと私は思うんですけどね。

今までも私が議会運営委員会の委員長だったときも、そういう形で皆さんの話聞いていいでしょうってやってきましたよね。

ただ今回は少し特別だったような気がします。

だから、ある程度のもをつくっておいたほうがいいような気がしますね。

委員長 ありがとうございます。

そうですね、私の記憶でも、今までに例えば、私ずっと議会運営委員会にいるわけじゃないですけど、議会運営委員会のほうで却下されたとかいう話も聞いたことないし、ただ今回はちょっと、どうなのって思ったんで、ただそう言っても、私たち正副委員長にそこまで権限ないですから、だからさっきも言ったように、もう1回持って帰っていただいて、皆さんがどうしてもこれでやりたいんだと言え、議会運営委員会でもう1回検討しますからってという話しをしたわけです。

だから、何か委員会の中で検討していただいて、結果的にああいうような勉強会のやり方になったわけですよ。

ということは、ある意味、私たちが言ったことは間違いではなかったのかなというふうに自負しているところなんですけど、ただ、やはりそういうふうな何でもいいんだよってということではないし、だからある程度このストップをかけられるところが、それが許可、許可って言葉を使われちゃうと、そんな許可権なんかないわけですよ、現状ではね。

そういうものをつくったほうがいいのか、それとも今議長がおっしゃったように、許可とかっていうんじゃないけども1回、例えばこの場に担当委員会の正副委員長を呼んで、お話を聞いて、どうなんだと、こういうふうにしたらいいんじゃないか、これだったらいいと思うよとかっていうのを意見交換しながらまとめれば1番いいんですけど、

ただそこにそんな権限どこにあるんだって言われちゃうと、こっちも何も言えないので、その辺は、明確なものをつくってしまうことが、私もいいとは思わないでしょうか。

副議長 さきほどの議長の補足なんですけど、私も原子力安全対策常任委員会に行って、話しを持ち帰った時の話し合いに加わったわけなんですけども、委員の皆さんからするとやはり、各専門委員会が議会運営委員会の許可をとってまで、そんな話ってあるかかっていう意見もほかにはあったので、そこまで先ほど委員長を呼んで協議っていうのもちよっとっていうのも、逆に言ったら、それに近いものになっちゃう可能性もあると思うので、先ほど議長が言った今回真ん中のやつ、議会運営委員会と協議ってなるとそんな形になってしまうと思うので、報告という形をもって、そしてその内容に疑義がある場合とかって書いてあるんですけど、なんだ疑義って話に多分なっちゃう、今回の件ですと、これが悪いのかっていう話になってしまうと思うので、この報告の際に、先ほど正副委員長で同士で協議し合うという内容を、一言入れておけば、今回のような件にも至らなかったのかなと。

事前に出して、持ち帰ってということにはならなかったのかなと思うんです。

報告っていう形をとって。

議長 それで一つ。

議員が結局講師になったわけですよ。

これもちよっと一つ問題があることだから、そういうところを議会運営委員会の委員長副委員長と話して、それはまずいでしょとか言えるよね。

そうして話し合えば。

ちゃんとした講師を別から呼べばいいけど、議員自分自身になったわけですから、その辺もやはりよく話し合うような形で、詰めていけば、議会運営委員会とかこういうのをなくして、そういう話をして進めていくという形のほうがいいと思うんですよ。

委員長 講師の件も一個人が、一議員が全体の勉強会についてはふさわしくないという話をしましたけども、でも、そのときには、私だってその道をかじってきた専門家だって、研究者だっていう言い方だったので、いやそれとまたそのちよっと僕も言葉をなんてまとめていいか分からないですけど、ちよっと違うんじゃないかなという気がしたんですよ。

副議長 結局、何か今回の原子力安全対策常任委員会のほうでは、何となく原子力安全対策常任委員会が折れたみたいな、折れて議会運営委員会に何も言われないうちらだけでやろうよっていう形に収まったという感じなんですよ。

であれば、そう最後にルールをつくれればいいねっていうのが最後、今の状態になると思うので、何ていうんだらう、あんまりこうどっちが折れたこっちが折れたという状況をつくらないような。

委員長 そうすると折れたとか折れないとか、そうならないためには、やはりある程度のルールがあったほうがいいということですよ。

どうですか。

富山委員 さっきのそもそもの議長が言われた講師の部分なんですけど、講師我々同じ議員じゃないですか。

どんな知見とか、どんなあれを持っていても、やはり、今回の件に関しては、あくまでも個人の議員の意見発表会なんですよね。

やはり、ましてこのデリケートな原子力の問題を普段、私も言いましたけど、委員会の場で、賛成反対の中ではっきり明言している方ですから、いろんな中立の立場で話するとと言っても、これは無理な話も、これは完全にある。

だから今回の場合には、やはり議会運営委員会と協議して、これは委員会の中でやるのは結構ですが、やはりそれを持ち帰って全員の勉強会に上げるっていうのは、この部分で止めたのはよかったことなのかなと私は思います。

ただ、それをかたい縛りをそこにぶつけちゃうと、やはりここでは副議長言うように、これ協議とか、こうやわらかいニュアンスで残しておいたほうが、私はあんまりこうなんでしょう、かたい縛りをつけちゃって、そこに議会運営委員会の許可が必要であるとか、そういうよりも議会運営委員会でやはり報告して、議会運営委員会の正副委員長と協議していただいて、この開催できないケースってほんとにレアだと思うんですよ。

まずほぼ、今までやってきた中で、1回ですよ、これね。

こういうケースもあり得るんですから、でもあり得るってのが分かった以上は、やはりこれを完全撤廃しちゃうんじゃないかと、今までどおりの形で、やはり残しておいたほうが私はいいと思います。

何でもかんでもって言うわけには、言わないと思いますので。

委員長 多分ね、今そのルールがないからもめているわけですよ。

先ほど大和田副議長が言った、ある程度のルールみたいなものはないと、結局、仮に議会運営委員会の中だけで協議したとしても、そこで判断を示すってことは、それなりの権限があるのかって話ですからね。

富山委員 これを協議してもらってっていうことで、私はいいと思います。

今までどおりで。今違うんですか。

寺門委員 ルールというか申合せ事項で、条文化はしてないにしても、議会改革特別委員会の後を引き継いで議会運営委員会のほうでやるよということやってきましたんで、全体の勉強会については必ず議会運営委員会がプランからやるということだったと思います。

常任委員会で全体の議員の皆さんに関わることなんで、ぜひこれは全体でやりたいという話は各委員長のほうからもらって、それ相談受けて、では内容についてはどうだ、更新についてもどうだっていう話は今までもやってきましたよね。

今回については、私も最初、勉強会出ようと思っていただけ、ちょっと待てよということ、出なくて、一応、VTRで見たんですけどもね。

やはり内容は、委員会だけのお話なんで、それは、そうだったっていう話は先ほど、今出てた話の経緯があったんだろうと思うんですけども、それが無いにしても、多分、同じにやってるはずなんで、あれではちょっと、単なる常任委員会の中の勉強会ですから、それはもう自由にやっていってもらっていいと思うんですね。

ただ、全議員に関わることなので、そこについては今までも議会運営委員会のほうでこれはちょっとまずいよねというところまで言ってきた経緯もあるんで、それは権限があるというのかどうなのか分からないけれども、やはり議長からの諮問を受けて、全て議員全体を見ながら進めて運営をしていくということですから、そこはある程度権限はあっても、あるはずなんでね。

その辺は申合せ事項ということで、文章に表すのであれば、何ら問題はないと思うんです。

新たに協議事項を加えるだとか、何だとかってのは今までもやってきたことなんで、それを書いておけば、事前にその全体かかることについては担当所管常任委員会と話をすると、協議をすると、一言入れておけばいいと思うんですけど。

あまり縛ってもあれですし、権限がどうだこうだという前に、各常任委員会の皆さんも、もちろん自分たちのことも考えるし、全体のことも考えるわけですから、全体の部分については議会運営委員会どうですかねって話でいいと思うんですよね。

だから、まずいよとこれはね、いう話になれば、そういうふうな話になるでしょうし、ということでいいんじゃないですか。

委員長 4人、正副委員長と正副委員長で4人で話したときも、武藤委員長は分かりました、そういうことであれば一旦持ち帰って、もし全会一致であれしたときには、改めてまた議会運営委員会で検討していただけるんですねって言うから、もちろんですよっていう話をして帰って、12月5日に臨時の原子力安全対策常任委員会やっていただいたと思うんですけど、そのときに、武藤委員長のほうも、これこれこういう話になったので持ち帰ってきましたという話なので、今日皆さんで検討していただきたいということで、提案理由を言っていたと思うんですが、副委員長がいや私の解釈はそうじゃないと。

難癖つけられてこうだとかって、そんな権限どうのこうのっていうような話をされたという話を聞きましたので、だからそうじゃないだよと、

でないとかこれ何でもありになっちゃうので、僕は決して賛成派とかそういう話をしたんじゃないんですよ。

我々は議会全体のことだから、本当に公正に考えなきゃいけないんだと。

そういう点で考えると、ちょっとここでいいよとは言えないと、認めないとは言わないですよ。

ちょっとふさわしくないんじゃないかかって。

だから一旦持って帰って、もう1回検討していただいて、それでもって言うんであれ

ば、改めて検討しますからって話をしたはずなんです。

だから、ちょっと委員会がというよりも、個人的にちょっとどうなのかなと。

結局、全否定をされたっていう多分思いになっちゃったんじゃないかなと思うんですね。

副委員長 やはり各委員会が活発にやるのは、議論するのはいいことだと思うんですね。

ただ勉強会とか、そういうものを全体を含めてやるときには、やはり議会運営委員会にも一言声をかけて、そこでいろんな情報を交換しながらいかないと、全員の議員を集めて勉強会やるときには、私にも責任があるということも踏まえて、また講師についても、やはり、平等な立場で見るか、賛成か反対かって両方の原子力の例で言えばね。

そういうものも踏まえた講師を、できれば委員会での議論だけではなく、勉強会になった場合には、できれば講師をきちんと呼んでの勉強会をしたいなというのを私は考えているんで、今回は、花島議員が講師ということで、それは委員会でいろいろこう勉強をやるんだっていうんならいいんですけど、全体を含めたときはそういうのも、新たな講師を選んで、全体集めてやるのもいいのかなと、そのため、やはり議会運営委員会と常任委員会と、やはり連携とっていくことが大事だったのかなと私は思うんですね。

できればそういう、議長もさきほど言いましたように、やはりその辺をきちんとやっていただけるような流れをつくっていけばいいのかなと私は思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

一つちょっと確認を、委員の方に確認をしたいんですけど、その4人で話をしたときに、これちょっと意見が偏っていませんかという話をして、今までも、反対派の方と容認派の方をお呼びしてセットでやりましたよね。

これはこれでいいと思うんですよ。

こっちの意見も聞いてみよう、こっちの意見も聞いてみよう。

だから、今回は反対派の意見を聞くという、そういう勉強会なんですかって言ったらそうだって言いましたよね。

言いませんでしたっけ。

だからそういう内容になっていますけど、これ偏った意見のように思いますがっていう話をしたら、いやそうだって僕の記憶なんですけど認めたんですよ。

であれば、今度は賛成派の方とセットで出してよって。

こっちが聞くのが嫌だって言っているんじゃないんだよって。

両方じゃ聞くのであれば、じゃこっち花島議員が、花島副委員長が講師をされるんですね。

じゃこっちの容認派の方のあれもあるんですかって、セットで出してくださいっていう話も、そういう話であれば事務局に僕は言っておいたんですけど、だったら両方出し

てもらえれば、それはそれでね、こっちの話も聞きたい、こっちの話も聞きたいでいいと思うけども、ただこっちだけっていうのは、全体の勉強会としてはちょっとふさわしくないと思うんですけどって話をしたんですね。なので、これは反対派の主張の勉強会だって話は議員会の中でされていきましたか。

その認めたときに、前回、一任されているとおっしゃっていましたが。

副議長 そのときはやはり公平中立に、勉強会を開くということは、はい。

委員長 だから事務局から最初そう聞いたんですよ。

それなので、だったら、今後の論点とかそれを整理する分にはいいんじゃないかなと思ったけど、資料を見させていただくとこれは反対派の勉強会に見えるんですけどって言ったら、いやそうです、おっしゃるとおりですって言うんですよ。って言ったんで、委員会の中でまとまってないんじゃないかと、内容を見てないわけですよ、資料見てないで一任されている。

講師も、今度は花島議員がやったらと委員会の中で言われたって、それは言ったんですか。

副議長 それはなんとなく。

委員長 だから、そういうのね、その辺で委員会の議論がちょっと足りてないんじゃないかと思ったんで、申し訳ないけど一旦持ち帰ってくださいと。

それで改めてってであれば検討しますよって話をしたんですね。

分かりました。

いずれにしても、こういう赤い部分は、何かのときは議会運営委員会で協議みたいな。

疑義がある場合とかいうんじゃなくて、この時点で何かある場合には、その正副委員長同士のやりとりだったり、報告してもらったり。

副議長 要は全員を対象とするものを矢印の下にこの矢印の紙の話ですけど、全議員を対象とするものっていうこの矢印の下のところありますよね。

その下に正副委員長同士の協議を入れて、議会運営委員会と協議を、協議報告を入れれば、流れないの。

この紙を皆さんに見てもらうのであれば、

委員長 この矢印のところに、まず議会運営委員会と協議の前に、議会の正副議長に報告する。

副議長 正副委員長同士で協議をするっというのを一項目入れれば。

委員長 向こうからすれば報告をして、こちらで報告受けて、それでちょっとって場合には、議会運営委員会で協議報告もできる。

副議長 どっちも協議報告にすればいいんじゃないかなと思うんですけど。

委員長 普通であれば、例えばそこまでいけば、その結果に関しては、しょうがないなってなると思うんですけど、いや納得いかないって話をされちゃうと、やはり何かのねルールを決めるのがあれなのかなと思うんですけど。

決めたくないんですよ。

決めたくはないんだけど、その権限があるのかと言われちゃうと、じゃあ決めかけて話になっちゃうね。

副委員長 私ら正副委員長じゃなくて、議会運営委員会でちょっと検討したほうがいいと思います。

正副委員長でってやると感情みたいになると困るから、上がってきたら、議会運営委員会を開いて議会運営委員会で検討するとか、そのほうが間違いないんじゃないですか、その流れで。

議長 今副委員長が言ったように、議長、副議長のところに、来てもらって、それで了承とか、それも議会運営委員会のほうに諮ってくれよということで、議会運営委員会の皆さんで協議してもらって、それで決定するという形のほうが間違いないね。

そうすると最初はどんとぶつからないから。

ワンクッション入れて、その間に一つそれを入れて議会運営委員会に諮るという形のほうがかえって柔らかくなるかもしれない。

委員長 ということは、そこで、議会運営委員会で協議しての決定事項は、これは決定権があるというふうに考えちゃっていいんですか。

そういうことでしょ。ですよ。

富山委員 ふさわしくないものとふさわしいものと。

議長 すべて議会運営委員会で決定してもらえばいいですかね。

寺門委員 先ほど言ったとおり、議長になるわけですけども、議会運営委員会で決定しない限りは、それを議長がお受けできないかぎり。

委員長 ちょっとまとめますね。

この全議員を対象とするものの矢印があって、その下に議会運営委員会の正副委員長に報告。

その矢印の下に、その矢印っていうのは行くかどうか分かんないですよ。

その前に正副委員長がOKすればそれでいいんでしょうから。

だから、報告の後の次にまた矢印があって、議会運営委員会で協議と。

入れればいいっててことですよ。

副委員長 正副委員長は入れないで、対象とするとなった場合には議会運営委員会にかけますよと、それでいいかなと思うんだよね。

委員長 なるほど。そのほうがいいですかね。

じゃ、全議員を対象とするものの矢印の後の議会運営委員会と協議っていうと担当委員会も入るという意味になっちゃいますよね。

議会運営委員会で協議、この報告っていうのはこれは要らないと思うんですね。

なので、議会運営委員会の協議の決定事項は決定だということですよ。

事務局長 今回の話の流れですと、議会運営委員会のほうで協議すると。

そここのところでもいいか悪いかって判断、その許可の部分なんですけども。

今まで私もちょっと来たばかりであれなんですけども、前の経緯を聞いたときに、今までその許可するとかっていうところまでは踏み込んでないというような話は聞いているんですね。

今まで議員勉強会とかそういったものについて委員会のほうで実施する際に、その議会運営委員会のほうに協議までは行ってないで、その議会運営委員会の中でそういったものを許可するしないっていうところまでの判断はしていないというようなふうには聞いているんですけども、今回、議会運営委員会のほうで協議するということになると、そちらのほうの許可権限ってありますか、そちらのほうを与えるって語弊ありますけども、そういった権限を持つというような形になってしまうと思うんですけども。

そういったことでよろしいんですかね。

(複数の発言あり)

委員長 多分だから、局長が言いたいのは、今まではやりますよ、分かりましただから、何の協議とか許可とか、そういう言葉は多分出てきてないんですよ。

ただ、これが駄目ってなった場合にはこれは許可権の話、許可するしないの話になっちゃうから、だから心配してるわけですよ。

今までそんなことないですよって。

私がさっき言った、協議するということは、そこで駄目って判断したものは、いわゆる否決したということになりますよね。

それで皆、よろしいでしょうかって話になるんですよ。

許可という言葉を使わないにしても、結果同じことですよ。

これ許可の権限を与えるとなると、何かの必要な手続が必要なんですか。

事務局長 所管事務でも議会運営とかそういったものに関することというようなものは、もともと議会運営委員会のほうの所管事務としてありますので、そちらのほうに入ってくると思うんですけども、今回、議会運営委員会のほうで、そういったものを議会運営委員会の意見としてまとめたということになるかと思えます。

こちらのほう、この後全員協議会、そちらのほうで、議会運営委員会のほうの委員長報告という形でそういう報告して、それで決を取るっていいですか、そこでなることになるとは思うんですけども、前回の原子力安全対策常任委員会のほうとの議会運営委員長、副委員長、原子力安全対策常任委員会の委員長、副委員長の話のほうにも、私、同席させていただきましたけども、やはり、そこまで議会運営委員会として権限があるのかっていうのをおっしゃっていたところもあるかと思えます。

そちらのほう、当然、全員協議会の中でそういう、報告・協議をされる場合に、同じ質問がきつと出てくるんじゃないかなというふうには思うんですが、そちらのほうを

皆さんのほうで、そういう形にするっていうことであれば、そこんところで答えていただいて決定していただくという形にはなるんだと思うんですけども。

(複数の発言あり)

副議長 聞いてると、曖昧にするしかないっていうとおかしいですけど、先ほど正副委員長同士の協議から始まり、あと、議会運営委員会と各委員会との協議っていうのが入り、ていうので折れていくしかないのかなって思っちゃうんですけども。何ていうんですか。先ほど正副委員長の言った個人同士のなっちゃうからっていうことで、人をたくさん、どっちの委員会も揃えてやないと何かこう、お互いがなんないのかなって。

寺門委員 がちがちにやって、ただ運営上はきちっとやはり皆さんが納得してできる場合じゃなきゃいけないんで、そうすれば、ある程度はやはりこうだよ、ばしっとしなくても、そこは二つの正副委員長との協議と、もう一つ全体の決するということで、最終的には議長で、議長に我々こういう判断をしましたとできますし。

議長 そうなると、さっき副議長が言った流れじゃなく、この3番目の議会運営委員会との協議のところを、議会運営委員会に報告という文言にして、話し合ってもらおうという形。

報告なしっていうのはまずいでしょ。

自分らだけでやろうとか、だからやはり報告して話し合ってもらおうという内容。

ならば特別なことないよね。

今言ったがちがちの協議っていうか。

委員長 そこで怖いのは、今までそんな怖いなんて考えてもらえないんですけど、報告したんだもん、文句ないじゃんてなりません。

だから報告し協議とか、義務は報告ですよって、報告しましたからっていうふうになりやしないか。

議長 今の意見で、委員会に報告と協議という形のほうがいいかもしれない。

富山議員 確かに花島議員が言っていたのは、議会運営委員会にそんな決定権があるのかっていう、ここを言っておられたんですよ。

議会運営委員会に、この状況では止める権利も正直、今の状況では明確な根拠ないっていう中で、今、話合いで協議してもらおうのが1番なんですけど、この部分どう考えるかですね。

副委員長 議会運営委員会って、議会を円滑に進めるための委員会であって、あとは各常任委員会のそういう条例とか決まり等についても、その辺も関わることができる委員会がこの議会運営委員会だと思うんですよ。

ですから、今回その勉強会についても、やはり、やることはいいんですけど、それを全体で集めてやるときの内容についてやはり議会運営委員会での判断というのも少し必要ではないかなっていうのもあるし、今後もそういうことを考えたら、議会運営委員会はそのような形を持っていますよってことを皆さんに理解してもらっていかないといけな

いのかなと私は思うんですよね。

ですから、やはり報告すればいいんじゃないかと、やはり議会運営委員会はその運営をきちんと委員会とか、進める内容についても、きちんと理解していかないといけないのかなというのがあるんで、やはりそこは協議していく場として置いてもいいのかなって思うし、その賛成反対じゃなくて、やはりここはそういう協議して、それを確認する場というのにも必要かなと、そこが議会運営委員会かなと思うんですよね。

(複数の発言あり)

委員長 何かの議論でもし花島議員がおっしゃっているのであれば、決定権ありますって決めてもらいたいんですよ。

それだけを言うんだったら。

ただ、決定権があったって、言うことは言うでしょうけども、その決定権自体がおかしいとかまた始まるかもしれません。

これだけは言いますけど、議会運営委員会は好き嫌いで判断することはありませんから。でしょ。だからそのなんていうのかな、俺、自分が全否定されたっていうような気持ちでいるのかもしれないけど。

だからその辺で決定権はあるんだということだけでも、私は言えれば、じゃ決定権があるのはしょうがないって、引いてくれればそれはそれでいいんですが、ただ議会運営委員会で協議するって言って、議会運営委員会が駄目って判断したときに、そこでまた絶対決定権があるのかって話になるのであれば、決定権はありますと、議会運営委員会の役割そういう役割なんですってということがきちんと言えれば。

勝村委員 これ議会運営委員会の所掌事務というかな。

そもそもを理解しないと、進まないと思うんだよ。

だって、これ今話していることだって、本当に議会運営委員会でこれ許可すんのか、できているのってなったときに、それが今分かってないわけだから、そこをきちんと議会運営委員会の開催方法とか、その中に入れ込んでいくしかないと思うんだよね。

でも、これ今回のこれほんとにレアなことであって、そうそうないと思うんだけど。

もし、委員長が心配しているほどであれば、そういったもの、これに対して、もう1項目、議会運営委員会はこういうこともやりますよということを入れておくということにしないと、まず、ごちゃごちゃになってくると思う。

はっきりしておかないと。

寺門委員 今の例で言うと、議会運営委員会の役割、機能の中でそれが明文化されているかどうかという話になっちゃうんで、ただ理解は、まず間違いなくやってきたその権限としてはあるよという話なんです。

ただ、常任委員会をきちんと見て、議会がきちんと運営できるように、スムーズな議員のためになるっていうか、市民のためになる議会運営ができるようにしていくのが役

目なんだよってというのは、それ常任委員会の所管事項についても相談があればそれについて答えるというような文言があるかどうか。

確かあったと思ったな。

副議長 勉強会って、全部招集が議長名。

それぞれ議会運営委員会が招集して開催しているのか。

こういう各委員会が開く。

全員だったら全部議長でやっているんですね。

議長が招集しないと。

寺門委員 議長名とその委員会の委員長名なり、議会運営委員会のあれで招集を多分やっていると思います。

副議長 議長決定、招集ってやれば、何かガスが抜けないかな。

勝村委員 今のお話だったでしょ。

議会運営委員会と協議、報告となって、

副議長 その下に、議長決定、招集ってやれば、その権限がないと決定権というのを持たせて招集すれば。

委員長 今、議長が直接個人でっていうか、議長として駄目とかいいとかって言うんじゃないくて、議会運営委員会の中に議長もオブザーバーとはいえ、いるわけですよ。

そこで、よろしいですかってことで、皆さんの決定したとおりでいいですって言えば、それは議長が許可したことになりますから。

そういうことであれば、それは議会運営委員会で協議というのは、イコール、そういうことだということにはなるかもしれませんね。

副議長 明文じゃないけど、この場は一緒だけど、この文章には議会運営で協議、でその下に、議長が許可、招集ってやれば、許可制が明確、許可のところが明確になるんじゃないかなと思います。

委員長 あともう一つ僕が危惧するのは、多分、委員会の中でもそういうあれが出たと思うんですけど、独立した委員会の活動にいちもんつけるっていうふうに言われたと思ったと思うんですね。

その独立した委員会の活動を議会運営委員会が口出しできるのかっていう多分、そういうあれだと思うんですよ、言いたいのはね。

その辺はどうですか、大丈夫ですか。

(複数の発言あり)

委員長 多分皆さん分かっていると思うんですけど、ただどこに書いてあんだとかね、その委員会運営のどこまで口出していいんだとか、明確なものがないじゃないですか。だから、いや、そこを突っ込もうと思ったら、いくらでも突っ込まれちゃうわけですよ。

議長 であればさっき出たような形、議会運営委員会のみんなだね。

そういう形にしちゃったらいんじゃないですか。

委員長 だから委員会の中でのことを我々とやかく言ってないんですよ。

委員会から飛び出して議会全体で何かをやるうとしたことに関して僕らは口を出したわけであって。

副議長 理解していただきたいなど。

議長 委員長が心配することはないよ。

長くやってきたことだから。

寺門委員 我々がさっき言ったそのチャートからであれば。

委員長 そうですね。

だから、こういうものとかさっき言ったような協議とかっていうのと、それから今の組織図じゃないですけども、こういうふうになっているんだから、当然権限は議長にもあるし、その下の議会運営委員会にもあるんだよと。

独立した委員会活動に口出しをしたわけではないわけだから、組織図からしたら、その委員会がその上で何かをやるうとしたときには、当然、議会運営委員会が口出しするのは当然ですよと。

決定権者ってのは議長なんだと、こういうものを出せば分かっていただけじゃないのかなと思うんですけど。

それで、いやそんなのおかしいってなったときにはちょっと。

(複数の発言あり)

委員長 だからこういうこと自体、多分、皆さん分かっていると思うけども、分かってない方がいたから、ちょっと問題だったと思うんです。

やはりこういうのは毎年配ってもいいもんだし、特に新しく議員になった方なんかには、最低限渡しておかなきゃいけないもんだと思うんですよ。

だから僕は喉まで出ましたよ。

勉強しなさいってということでいいですかね。

じゃこういうものをちょっとつくっていただいて、さっきの組織図でもそうですし。

それを前提に、私のほうで、議会運営委員会のほうでこういうふうに決定しましたという説明できますから、それで、さっき権限がどうのこうのっていうものに対しては、いやこれ見ていただいて、最終的には議長だし、この組織から言っても、幾ら独立したやつとは言え、その上で何かをしようとするれば、当然議会運営委員会が口を出すのは当たり前ですと。

議会運営委員会は議会全体を見ているんですからって言えるんで。

だからちょっとそういうものがないと、なかなか権限だけをただ言われちゃうと、それに対して権限はないですねってなっちゃうんで。

次長補佐 それを議会運営委員会に報告っていう形で置いて、それに議会運営委員会のほ

うでそれを協議するっていう形が、そこで疑義がなければその下りていって、勉強が開けるっていうことなんですよ。

ただ何かあった時には、議会運営委員会で、例えば議会運営委員会の委員の方から、これは協議したほうがいいんじゃないかって出たときに協議する。

その協議するときはそれは議長、副議長と。

委員長 特別何を変えるわけではなくて、その辺を改めて議員全員で再確認して、そういうものなんだということ。

次長補佐 そこは協議というか、チェック事項みたいになるよっていうようなこと。

副委員長 議会運営は議会運営委員会だからね。

(複数の発言あり)

委員長 小池委員、もう一点ありますけれども、一任でよろしいですか。個人情報保護条例の件。そんな時間かからないでしょうから。

3番の市議会の個人情報の保護条例施行規程の策定についてについて、事務局から説明をお願いします。

次長補佐 それでは、今発信しました資料のほうご覧ください。

新個人情報保護法施行に伴いまして、那珂市議会の個人情報の保護条例の制定ということでございます。

現状としましては、団体ごとに個人情報保護条例が約2,000個、各団体でつくっているのがありまして、保護水準を満たしていない団体があると。ほとんどの自治体が地方公共団体の個人情報保護条例において、議会も実施機関としてその中に含まれて、国と同じ規律を適用している状況が今の現状でございます。

今度の新個人情報保護法でございますけれども、今までの個人情報の保護に関する法律、こちら行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政機関の保有に関する個人情報の保護に関する法律を一本化に統一することによりまして地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールをつくるという内容でございます。一元化するという内容でございます。こちらはもう令和5年4月1日に施行という予定になっております。

下の新個人情報保護法というところの第2条というのを見ていただきたいんですけども、こちらの2項目めのところ。地方公共団体の機関、議会を除くという文言が入っています。これちょっと次のページ見ていただきたいんですけども、赤で書いてあるんですが、地方公共団体の議会について、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないということから、整合性を取るため、地方公共団体から基本的に除外されるという内容となっております。ただし、新個人情報の保護の一部に関しては議会のほうが一部含まれているものもあるという、ちょっと曖昧な部分もございます。

条例制定の基本的な考え方でございますけれども、新個人情報保護法との整合性を勘案しまして、新個人情報保護法の第5章に行政機関の義務等という内容がございます。ここに対応するように作成するものでございます。議会の個人情報の対象については、基本的に議会事務局が保有する個人情報を想定しておりまして、各議員が保有する個人情報は想定しておりません。というのは、議員の取得した情報を保有個人情報として含めると、議員活動に対する過度の広範囲な規制となるため、議会事務局が関わらず議員が職務上作成または取得した個人情報は除外されるというものになっております。

議会事務局が実際に保有する個人情報とは何かということなんですけれども、そこに書いてありますとおり、傍聴人の受付簿、氏名またはアンケート、退職議員などを含む議員の経歴などの情報、事務局職員の人事情報などが議会事務局として持つ個人情報ということになります。

今後の条例の制定の流れでございますけれども、市の例規審査会のほうで既に、これは全国市議会議長会から草案をもう頂いていますので、そちらで審議をさせていただいてもらっている状況でございます。あわせて、今回議案のほうで上程されています執行部のほうの個人情報に関する保護条例と合わせまして、4月1日に施行するというような内規になっています。

あと、罰則に関してなんですけれども、これは各自治体での判断ということになっていたので、やはり罰則がないと、罰則を入れているところがほとんどの自治体ですので、そちらを水戸地方検察庁のほうと協議する時間というのが、ちょっと時間が必要だということで、こちらにも既に申請のほう出しています、先週、もうこちらの罰則に関してはこちらが出した案で問題ないですということで回答をいただいていますので、こちらの準備もできておりますので、あとは条例の案と、あとそれに伴う施行規程というのがございますので、その2点を今度、次回、次回というか、議会運営委員会のほうでお示しをしまして、そちらでご協議いただいて、同意をいただければ3月に委員会発議ということでその条例を上程しまして、規程のほうも併せて出すような形で、4月1日に同時に動くような形で考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

何かご質問等ございますでしょうか。

でも、これ議員の個人情報は含めないわけですね。であれば、議会事務局も行政といえ行政だから、別に議会も含めてもよかったんじゃないかなと思うんですけれども、除外する必要があるのかなと。議員の活動は除外するという言い方だったら分かるけれども。

次長補佐 ただ、大本の国会というのがそもそも個人情報のところから外れちゃっているというのがあるって、国会の流れからいくと議会も同じだろうという考えが残ったので、やっ

ぱりこういうふうな色分けができてしまっているというのがあるみたいです。

委員長 なるほどね。

質問、何かございますか。

寺門委員 今定例会のあれ。

次長補佐 ではなくて、3月の定例会で予定していますので。

寺門委員 ということは、2月二十……

次長補佐 1月か2月ぐらいの議会運営委員会で。ちょっと条項が長いので、ボリュームがあるので、別に開くかどうかちょっと後で協議になるんですけども、一応できているものが、ある程度もう出来上がっているものがありますので、もう一度何か議会運営委員会を開く機会があるときにそれをお示しして、できれば1月24日にやりますよね、なのでそのときに案だけを出して、あとは皆さんにちょっと見ていただいて3月に持っていければ一番いいかなと、臨時会があるものですから、その方向がいいかなとちょっと考えております。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

委員長 では、条例につきましては、今回執行部が上程している議案第63号 那珂市個人情報保護に関する法律施行条例と同じく令和5年4月1日施行ということですので、事務局で案を策定していただき、完成したものを議会運営委員会で諮ってから3月の定例会で委員会発議として上程する方向で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

ほかに何かございますか、皆さん。特にないですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、以上で本日の案件は終了でございます。長時間お疲れさまでした。閉会いたします。

閉会 (午後2時40分)

令和5年2月28日

那珂市議会 議会運営委員会委員長 古川 洋一